



川口市など県南7市の基盤的技術産業の活性化支援

川口市、草加市、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市、八潮市、三郷市の7市(川口地域)に産業集積の活性化を図る「特定産業集積の活性化に関する臨時措置法(略称:地域産業集積活性化法)」が適用されることとなりました。

部品、金型等のものづくりの基盤となる「基盤的技術産業」が県内で最も集積している川口市など県南7市について、法に基づく補助、融資、税制等の支援措置の活用を図るため、千葉県知事と連名で「基盤的技術産業集積活性化計画」を作成し、本年8月31日に千葉県東葛地域と一体で国から承認されました。

今後は、鋳物、非鉄金属、プラスチック、ゴム等の素材系や金属製品製造・加工等の加工技術系、金型、一般機械、工作機械、輸送機械、電気機械、精密機械等の産業機械系などの様々な基盤的技術産業について、技術の高度化等を図るための事業を支援します。

また、この承認に連動して、地域雇用開発等促進法の「高度技能活用雇用安定地域」として指定(同日付け)され、新事業展開に必要な人材の受け入れや労働環境の改善に対する助成等が行われ、さらに、地域における技能労働者の育成等に係る事業費助成(地域人材育成総合プロジェクト)が行われます。

なお、具体的には、地域内において、基盤的技術産業(産業細分類249業種)に属する事業者や組合等が技術の高度化等を達成するための「高度化等計画」、または技術の高度化等が円滑に実施できるようにするための「高度化等円滑化計画」を作成し、この計画について知事の承認を受けると、融資等の支援措置が利用できます(ただし、別途、金融機関などの審査が必要です。)。

高度化等計画の技術の高度化等とは、次の取組のいずれかを行うことです。

新商品の開発及び生産であって、生産に係る商品の構成を相当程度変化させるもの

新たな生産の方式の導入であって、商品の生産を著しく効率化するもの

新たな原材料、部品又は半製品の使用であって、商品の生産に係る費用を相当程度低減するもの

設備の能率の向上であって、商品の生産等を著しく効率化するもの

設備の増設であって、商品の生産等を著しく増加するもの

【期間】平成10年度から平成15年度まで

【主な支援措置】

- ・政府系金融機関の融資
- ・信用保証協会等の債務保証
- ・設備投資等の税制の特例
- ・研究開発に関する補助
(ただし、平成11年度から実施予定)
- ・雇用・能力開発に関する助成

<問合せ先>

県工業振興課(048-830-3762)

県職業安定課(048-830-4562)

県職業能力開発課(048-830-4602)